

# 産業建設委員会記録

令和3年12月10日（金）

9時58分～11時59分

全員協議会室

【委員】川上委員長、田畑副委員長

沖田委員、串崎委員、上野委員、布施委員、牛尾委員

【委員外議員】肥後議員、大谷議員、小川議員

【議長団】笹田議長

【執行部】砂川副市長

（産業経済部）佐々木産業経済部長、大驛商工労働課長、永見水産振興課長、  
岸本観光交流課長

（都市建設部）戸津川都市建設部長、西谷建設企画課長、皆尾建設整備課長、  
倉本維持管理課長、邊建築住宅課長

（金城支所）篠原金城支所長、河内産業建設課長

（旭支所）西川旭支所長、新開産業建設課長

（弥栄支所）外浦弥栄支所長、三浦産業建設課長

（総務部）湯浅行財政改革推進課長

【事務局】近重書記

---

## 議題

### 1 請願等の意見陳述

- (1) 陳情第10号 周布川の仮設橋の早期設置を求める陳情について
- (2) 陳情第11号 君市踏切と同様のことが起こらないよう検討を求める陳情について
- (3) 陳情第12号 三郡変成岩の切土、盛り土の取り扱いを明確にすることを求める陳情について

### 2 陳情審査

- (1) 陳情第10号 周布川の仮設橋の早期設置を求める陳情について  
【賛成全員 採択】
- (2) 陳情第11号 君市踏切と同様のことが起こらないよう検討を求める陳情について  
【賛成全員 採択】
- (3) 陳情第12号 三郡変成岩の切土、盛り土の取り扱いを明確にすることを求める陳情について  
【賛成全員 採択】

### 3 議案第90号 浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

### 4 議案第91号 浜田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

### 5 議案第98号 指定管理者の指定について（リフレパークきんたの里）

【全会一致 可決】

- 6 議案第99号 指定管理者の指定について（森の公民館）  
【全会一致 可決】
- 7 議案第100号 指定管理者の指定について（浜田市地域材利用促進交流館）  
【全会一致 可決】
- 8 議案第101号 指定管理者の指定について（岡見漁業振興会館）  
【全会一致 可決】
- 9 議案第102号 指定管理者の指定について（浜田市波佐地場産業技術研修センター）  
【全会一致 可決】
- 10 議案第103号 指定管理者の指定について（浜田市縁の里地域振興施設）  
【全会一致 可決】
- 11 議案第104号 指定管理者の指定について（浜田市地域交流プラザ）  
【全会一致 可決】
- 12 議案第105号 指定管理者の指定について（旭温泉あさひ荘）  
【全会一致 可決】
- 13 議案第106号 指定管理者の指定について（黒川改良住宅等）  
【全会一致 可決】
- 14 議案第107号 指定管理者の指定について（浜田市地域定住住宅）  
【全会一致 可決】
- 15 議案第108号 指定管理者の指定について（浜田市特定公共賃貸住宅）  
【全会一致 可決】
- 16 議案第109号 指定管理者の指定について（浜田市集団移転住宅）  
【全会一致 可決】
- 17 議案第111号 公有水面の埋立てについて（浜田港港湾区域内）  
【全会一致 可決】
- 18 執行部報告事項
- (1) 漁業別水揚げについて 【水産振興課】
- (2) 浜田港四季のお魚カレンダー2022について 【水産振興課】
- (3) 学校給食への地魚（ノドグロ）提供に関する取組について 【水産振興課】
- (4) 石見神楽国立劇場公演の進捗について 【観光交流課】
- (5) 浜田市都市計画マスタープラン(案)のパブリックコメントについて  
【建設企画課】
- (6) 「第2期浜田市空家等対策計画(案)」のパブリックコメントについて  
【建築住宅課】
- (7) 浜田市ふるさと体験村施設の現状等について 【弥栄支所産業建設課】
- (8) その他
- 19 その他

## 【議事の経過】

〔 9 時 58 分 開議 〕

川上委員長

ただいまから、産業建設委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から委員と執行部の席の間隔を広げ、議題に関係のある執行部の出席のみとなっているのでよろしく願います。なお、マスクの着用により音が聞き取りにくいとの意見があった。発言される委員または執行部は、口元にマイクを近づけてご発言いただくようご協力をお願いする。それでは、レジュメに沿って進めさせていただきます。

## 1. 請願等の意見陳述

川上委員長

まず、本委員会に付託された、陳情3件、市長提出議案15件の審査に入る。今回付託された陳情3件について、意見陳述の希望があったので実施する。

流れを説明する。陳述者から、陳情の趣旨を述べていただき、その陳述内容や陳情について委員から陳述者へ確認・質疑を行う。陳述者から、委員への質疑はできない。また、陳述者の意見陳述時間は、1件につき、3分以内である。副委員長がタイムキーパー役を務め、2分30秒になったらベルを1回鳴らし、その後2分50秒でベルを1回鳴らすので、終了してもらいたい。意見陳述の内容は、当該陳情に係る内容とし、当然のことだが、個人情報に関することや誹謗中傷の発言は行わないでいただきたい。なお、委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止するのでご承知おき願う。この意見陳述を全て終了した後、引き続き陳情審査・採決を行うのでよろしく願います。

## (1) 陳情第10号 周布川の仮設橋の早期設置を求める陳情について

川上委員長

陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いする。

周布川の仮設は金をかけないでとりあえず早くつくってほしい、通れるようにしてほしいという願いはしていたが、その後、2億円でできる仮設が3億円かけてでもつくるという方針になっていそうなので、皆が合意なら3億円でもよいが、災害復旧の面があるので急いでほしい。安全の部分については夜間工事も併用するとか、土日祝日も交代制で工事するとか、1か月でも1週間でも早く開通するように頑張してほしい。検討してほしい。この陳情に賛成することで執行部側の背中を押す可能性がある。逆に反対すれば一生懸命頑張っているのに、もう着手しているから反対なのかとなるので、皆のその辺の心の動きを考えて、市役所が頑張ってくれてくれるよ

川上委員長

うに検討して採択の採決をしてほしい。

周布川の仮設橋の早期設置を求める陳情についてである。もちろん本当の橋も早期に設置してほしいと思っている。よろしく願います。

委員から陳述者へ確認しておきたいことがあるか。

( 「なし」という声あり )

**(2) 陳情第11号 君市踏切と同様のことが起こらないよう検討を求める陳情について**

川上委員長  
陳述者 (森谷氏)

意見陳述をお願いします。

せっかくの質疑応答なので、質問がないかと言ったときに間髪を入れずにないという発言は控えていただきたい。

君市踏切と同様のことが起こらないように検討を求める陳情である。どういうことかという最初7億円でつくるというのが結局は15億円になったと。浜田市は優秀な職員がいるのにあってはならない。

まず歴史館については宇津市長の懸案事項だからということで市長が頑張っている。踏切は宇津市長が最初は、アンダーパスができたから踏切についてはそれほど力を入れないという答弁だった。では宇津市長の言うことを聞けばよい。しかしここは聞かないわけである、久保田市長は。宇津市長はやらなくてよいのではと言っていた。歴史館は宇津市長がやると言ったから私もやるのだという理屈で、全然整合性がない。そもそもこれは7億円くらいということで、2億円プラスがあるから結局7億円かかるというスタンスをやった。7足す2は9なのに、2を足しても7になっている。理由は、なぜ間違っただのかという、コンサルを通していなかったということ。足立議員のそのときの発言にもあるのだが、12、13億円かかるのではないかと警鐘を鳴らしている。それでもコンサルを入れずにやったのか、またはコンサルを入らせたにもかかわらずこのようになったのかということ。たくさんの資料があるが、まず7億円投資することが果たしてどうかという、これは勝田氏が建設部長で、前回まで議長をやっていた川神議員が発言している。それからあとは、7億円プラス2億円かかるということ、それからコンサルを介さずにやったと、これは19ページ。建設部長が。では今度はきっちりやったのかということで、結局はきっちりやってない。いいかげんにやってその言い訳をしている気がする。20ページの上のほうには足立議員が、12、13億円程度かかるのではと言っている。

これらのことを考えても、1個1個があまりにも無責任な、稚拙なやり方だと思う。これ、やはり踏切だけがこういうことがあったとは考えにくい。そういうことがないように、根

川上委員長

本的にシステムを変えるよう検討してほしい。  
委員から陳述者へ確認しておきたいことがあるか。  
( 「なし」という声あり )

**(3) 陳情第12号 三郡変成岩の切土、盛り土の取り扱いを明確にすることを求める陳情について**

川上委員長  
陳述者(森谷氏)

意見陳述をお願いします。

これ前回も陳情したのだが、環境課が、10年20年、岩の上を水が流れているにもかかわらずその岩の上を流れる水を採取してpHを計るといような、これは中性なのだ。専門家が聞いたら笑い話になるようなpHチェックをされて問題がないと判断した、呆れたような話である。専門性があまりにもなっていないのではと思う。これは異動が頻繁に行われることで専門性が培われないというケースもあるが、例えば福祉にいた人が環境にいたからといって、pHのはかり方もわからないようでは困る。pHのはかり方は岩石、石を砕いて器に入れて水を入れてかきまぜて放置する。その後pHをはかる。そうするとpH3、または2.9、そのレベルである。どこへ持っていったか、浜田カントリークラブから西に下ったところなのだが、そこの土、こういう土、それをどこへ持っていったか。持っていった先で悪さをしている可能性があるから。追跡調査をしてもおかしくない。ウエルネス、前タマホームがあったところも三郡変成岩を切ったのが近くの畑の横に埋められている。そこだけ雑草が生えてない。それからこんどう歯科医院の東隣も草が生えてない。ここも三郡変成岩の切土が埋められている。

市役所が今触る触らないという問題ではなく、過去には触っていた。その三郡変成岩の土がどこに行ったかという、切ったまま水が流れている、pH3のやつが流れている。そしてグレーチングがさびて朽ちている。その理由は何か、微生物がいるのだと前回の環境課長は言っていたが、そのようなことはありえない話。産業建設委員会と都市建設部との総合的なチームワークを組んで、専門の上からどうすべきかを検討してほしい。下には田んぼも畑もあるし、簡単な問題ではないし、大事になるからふたをするという、総務文教委員会の場合は市長の犯罪につながるからふたをするのだというのがあったが、そのようなことを考えずに是々非々で、悪いなら悪い、問題ないなら問題ないという姿勢で調査してほしい、ということを検討してほしい。よろしくお願いします。

川上委員長  
布施委員  
陳述者(森谷氏)

委員から陳述者へ確認しておきたいことがあるか。  
pH7なら中性で、今言われた2や3というのは酸性か。  
強酸性。

布施委員

それは陳述者が専門的なところに持って行って調べた結果がそういう状態だったのか。

陳述者（森谷氏）

いいえ。pHを測るにはそれほど専門性が要らない。リトマス試験紙もあるし、私の場合はAmazonでpH測定器を買った。その取り扱い説明書どおりに何度もやった。ときには完全にpH2という状態で、pHの測定だけなら専門性が要るものではないと思っている。私のレベルで執行部側もやってほしいのだが。ものすごく稚拙な、水が岩の上を流れる、10年20年も。水は染み込まない。岩の成分は。それをすくって測定して、7だったと。あそこまでお粗末な測定はしてほしくない。せめて私のレベルまでは、または市側が専門性のあるところにきちんと測定をしてもらってほしい。

川上委員長

私から質問があるので進行をかわる。

田畑副委員長

川上委員長。

川上委員長

このことは三郡変成岩という個別なものだろうか、それとも変成岩そのものと考えてよろしいか。

陳述者（森谷氏）

三郡変成岩というものだと思うが、実はこれは島根大学の教授が島根県の西側を全部研究して、浜田市の西側も津和野の辺まで全部三郡変成岩の調査をしている。それでちょうど僕がチェックしたところも調査の対象になっており、そこでも写真つきで切土の写真とpHの写真つきで、全部文献になって残っている。僕はそこまで調べた上で言っている。きちんと、産業建設委員会なり執行部なりで対応していただきたい。

川上委員長

多分お求めになっていることは、そういう土質、これを切ったらリスクがあるので、そのリスクを捉えて対応することを考えてくれということだろうか。

陳述者（森谷氏）

いろいろな意味合いがある。ここではっきりしなければ、これからも切って、埋める、捨てるということが普通に行われる可能性がある。これを一番怖がっている。それから既に流れたことに対して影響があるかないかもチェックしてほしい。私が請求しているのは、この二つである。

川上委員長

一つ目は切ったり埋めたりすることに関して、二つ目は調査も必要ではないかということ、この二つか。

陳述者（森谷氏）

はい。

川上委員長

ほかに。

（ 「なし」 という声あり ）

## 2. 陳情審査

川上委員長

陳情採決は、陳情の審査終了直後にまとめて行う。なお、補足だが、本陳情は議会へのみ提出されている。

**(1) 陳情第10号 周布川の仮設橋の早期設置を求める陳情について**川上委員長  
牛尾委員

参考のため、執行部に確認したいことがあるか。

9月定例会議で1億5千万円を議会承認したが、そのときに議案質疑でいろいろ意見が出た。そのときの僕の意見は、やはり安全なものをつくる必要があるが、必要以上のお金をかけるべきではない。どうせ解体するのだから。解体費用もかかるわけで。今回、予算でも5千万と出ているが、解体費用が明示していないので。仮橋に一体幾らコストをかけるのだということを含体的に示しておやりになるべきだという考え方をもともと持っていた。いろいろ考えるのだが、やはり十分なものでなくても安全なものをつくれれば、どうせ仮橋で、取っ払うのだから、むしろそのようなところに無駄なお金を使わずに、例えば差額が1億あるとすれば、周布小学校や第三中学校や地域に3千万、4千万出して、地域の知恵によって、橋は最低限度のもので我慢してもらって、知恵を出してもらってまちづくりしてもらおう方向に、やはり税金を有効に使うべきではないかという考え方を持っている。私はこの陳情にはそういう観点から賛成したい。今の考え方で執行部の見解を聞いておきたい。

維持管理課長

ただいま委員からご意見があった。当初、すれ違いが可能というところで2メートルという計画をして9月定例会議で補正を取らせていただいた。確かに最低限の橋でというご意見もあると思うが、地域や9月定例会議での議案質疑のご意見も聞かせていただき、やはり長期間仮設の橋を設けておく必要がどうしてもあるということと、あと延長も100メートルあるものになるので安全性をより考えさせていただき、3メートルの計画にしている。この3メートルの仮橋についても、何とか3月末までに完成させて、ただいま歩行者の方にご迷惑をおかけしているが、そういうところを解消したいと考えているのでご理解いただければと思う。

川上委員長  
布施委員

ほかに。

今の答弁を聞いていて、牛尾委員は陳述者が言われたように、仮設だから安いなら安いなりにしたらどうかとのことだが、その前に、安全性をしっかりと確保した上で、2メートルだろうが3メートルだろうがよいからやってくれという話がある。2メートルにすることと3メートルにすることによって、安全性がそれほど違うのか。私は、2メートルだろうが安全性を保ってやるべき、3メートルでも安全性を保ってやるべき。それでお金を余分なところに使うなというものだと思っている。その辺についての安全性、2年後3年後に本橋ができるまでに、8月くらいの量の水が出たときに、仮設の歩道橋が耐えられるものか。2メートルでも同じことをすると思う。それに対して

維持管理課長

どうなのかを聞きたい。

安全性については2メートルについても3メートルについても、当然耐震性も持たせるし、杭も打って、どちらをするにしても同じような安全性の橋は設置することになる。幅員については先ほども話したように、確かに2メートルですれ違いは可能というところで考えさせてもらったが、やはり自転車を押して通られる方、あとシルバーカーに乗って通られる方のことも考えて、3メートルで安全性を考えているところである。あくまでも確かに仮設なので、必要以上に華美なものは当然考えておらず、安全性についてはとにかく2メートルでも3メートルでもきちんとしたものを当初から考えて計画している。

川上委員長  
田畑副委員長

ほかに。

安全性は当然のことだが、結局仮設橋なので本橋ができたときにはこれを解体する。これは今、1億5千万円は議会承認が出た。約5年くらいはかかるだろうと思われる本橋に対して、仮設で2億円かけるのだろう。本橋が完成したときにはそれを解体する。解体にはまた2千万円、3千万円ではできないように感じる。そこまでお金をかける必要があるかどうかということである。もちろん安全を担保する上においてはお金をかけないといけないとは思いますが、あまりにもかかり過ぎるように感じる。その辺は担当課としてどのようなお考えなのか。

維持管理課長

仮設の歩道の橋については、やはり地域の方々からも、車の方には迂回を続けていただく必要があるが、歩行者、自転車、シルバーカーといった方には大変ご不便なところになっていて、そういったところは地域からも当然要望をいただいているところである。そういったところで仮設橋を計画した。

それとあとは費用面についてだが、先ほども申し上げたが決して華美なものは計画していない。あそこは地層も支持する地盤も深いので、どうしても杭面で費用がかさむ。あくまでも仮設の橋として施工し華美なものにはしないが、どうしても構造的に安全なものとなると今のような費用がかかってしまう。

田畑副委員長

当初は2メートルで計画されていて、それが1億5千万円かかると。いろいろな角度からものを考えてみたときに2メートルでは狭いから3メートルにとなったら5千万円という数字が出てきた。安全を担保できれば、ここは2メートルでもよいのではないか。歩行者、自転車の方もおられると思うので、仮設の橋であるとはいえ、2か所くらいの待避所をつくってはどうかというような考えでやると、これほどにはお金はかからないだろうし、陳情者が言うようにそこそこのものを1日でも早くつくってほしいということになるのではないかと思うのだ



維持管理課長

が、その辺は検討された経緯があるのか。

待避所をところどころに設けてという細かいいろいろなパターンの検討、設計までは、どうしても時間的になかなか難しいところがあった。2メートルを3メートルに変更した。あとはどうしても延長100メートルあるので、そういったところを考えて3メートルで進めたいというところで計画を変更した。ほかに。

川上委員長

( 「なし」という声あり )

**(2) 陳情第11号 君市踏切と同様のことが起こらないよう検討を求める陳情について**

川上委員長

参考のため、執行部に確認したいことがあるか。

( 「なし」という声あり )

**(3) 陳情第12号 三郡変成岩の切土、盛り土の取り扱いを明確にすることを求める陳情について**

川上委員長  
串崎委員

参考のため、執行部に確認したいことがあるか。

あまりよくわからなかったので担当課へ聞いてみたら、この問題は土壤汚染対策法に基づいてやっているという話だった。保健所に届け出ながらという話を聞いている。今までやりとりを聞いていて、今のpHの関係もあたりという話も聞いた。それがこの土壤汚染対策法に基づいて全て網羅されているのかどうか、その辺のご説明をお願いします。

建設整備課長

三郡変成岩を含めて土壤汚染対策法では、工事などで3千平米以上の土地の形状変更を行う場合は、先ほど言われたように保健所への届け出が義務づけられており、保健所は届け出の内容を精査して、土地に土壤汚染の恐れがある場合は調査命令を行う。調査の結果、基準に適合しない場合で健康被害の恐れがあれば保健所の指示により汚染除去等の対策を行う。

保健所の命令があって調べる内容については、ヒ素やフッ素、鉛、ほかにもあるのだが、そういったものが候補として挙げられている。

串崎委員

大体様子はわかった。この陳情は、その後の調査も言っている感じがする。やはり保健所だけの対応と対策法の関係だけでなく、市も大事な問題なのでもう少し深く入って調査等もされたほうがよいのかと感じた。

牛尾委員

1点教えてほしいのだが、三郡変成岩とは九州から中国地方一帯に全体的にあるということしかネットには書いてないのでわからないのだが、熱海の事件も含めて、強酸性土を盛り土としたときに何か問題があるのか。崩れやすいとかがあるのかないのか、その辺がわからない。

建設整備課長

三郡変成岩の風化土からなる斜面では、雨がすごく降った

牛尾委員

ときに崩壊が発生することは聞いている。よって土質調査をしないと、全てが悪いわけではないと思うが、土質調査した結果、土の強度が悪い場合については、安定処理工とって石灰をまぜたりセメントをまぜたりして土の強度を上げて崩壊を防ぐ対策を打つ。

建設整備課長

若いころに地学で、中国山脈は全て風化山脈でいつどこが崩れてもおかしくないというようなレクチャーを受けた経緯がある。中国山脈、この辺一帯は全て三郡変成岩ではないと思うが、例えばこの強酸性の土を埋め立てして、その上に普通の土をかぶせたとき、表面にはない、三郡変成岩が。土で覆った場合に、そういう場合も雨が浸透して中から崩れやすくなる可能性はあるのか。

田畑副委員長

そういった土質試験をやって土質の強度が低いようであれば、先ほど言ったように安定処理をして、良質な被覆土をかぶせてやれば。あとは転圧をしっかりしないといけませんが、そういった標準的な方法に基づけば浸透をするといったことはないと思う。

川上委員長

三郡変成岩、先ほど陳述者が言われたが、現地を確認したが市道を開設する・・・

田畑副委員長

ちょっと待ってください。陳述者、うろうろしないでください。

建設整備課長

日脚から浜田カントリーに上がるところに市道を改良されたところに三郡変成岩が出てきていると、素人にはわからないが、茶色い水、草木も生えない、グレーチングはさびている、こういう実態があそこにある。そういったところを、市としてチェックしていただかないと、その上が崩れたときには、通行人がおられたら大変なことになるので、きちんと調査だけはして、対応はしておかないと、後々大きな問題になると思う。ウォーキングでそこを歩かれている方もおられるので、早急に対応していただきたい。調査してほしい。

田畑副委員長

市道の安全管理はとても大事だと思っている。すぐに調査とはなかなか言えないが、落石などの対策については応急的に仮設することもできるので、まずはそういった対策をして、予算の関係もあるので必要があれば、調査をしたい。

川上委員長

パトロールしてもらって都市建設部が気がつかないのがまた問題だと思う。必要があればではなく、必要があると思われるところには早急に手を打っておかないと、例えば大きな石がウォーキング中の方に当たって事故が起きないうちに手を打たないといけない。お金がかかる、かからないの問題もあるかもしれないが、対応だけは急いでやらないといけない。早急にやっていただきたい。よろしく。

ほかに。なければ進行をかわる。

田畑副委員長  
川上委員長

委員長。

今回の陳情は大きく変成岩の中に強酸性を示すもの、または膨張を示すものがあり、盛り土について非常にリスクがあると考えている。そのリスクについて何か考えがあれば。私としては土質によっては切土ののり面の中にガリーが発生して滑っていく、層をなして滑っていくことが想定されるのだが、その点はいかがか。

建設整備課長

言われたとおりであり、変成岩に限らず雨の影響で土砂が崩壊することがあるので、層の流れ盤なども見極めながら、対策が必要であればする必要はあると思っている。

川上委員長

今回の陳情は求められているので、そういう土質があったときはどのように対応するのかということも含めて検討していただきたい。よろしく願います。

ほかにないか。

( 「なし」という声あり )

続いて陳情の採決に入る。採決前に自由討議を行うべき案件があるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、全委員へご意見を伺い、採決に入る。なお、「不採択」という言葉が採択か不採択なのか聞き取りにくいので、賛成、反対、継続審査と発言し、その理由も述べてもらいたい。反対、継続審査の場合は、必ずご発言いただきたい。採択での理由は簡素に願います。

#### ○陳情第10号 周布川の仮設橋の早期設置を求める陳情について

各委員にご意見を伺う。反対の方はご意見がないか。

( 「なし」という声あり )

それでは採決を行う。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

#### ○陳情第11号 君市踏切と同様のことが起こらないよう検討を求める陳情について

各委員にご意見を伺う。反対の方はご意見がないか。

( 「なし」という声あり )

それでは採決を行う。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第12号 三郡変成岩の切土、盛り土の取り扱いを明確にすることを求める陳情について

各委員にご意見を伺う。反対の方はご意見がないか。

( 「なし」という声あり )

それでは採決を行う。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

以上で陳情審査を終了する。1点お願いする。全員協議会でお知らせしたが、各自の陳情に対する表決の記載を本日中に、タブレットに必ず入力しておいてもらいたい。

続いて、本委員会に付託された、市長提出議案15件の審査に入る。

3. 議案第90号 浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

串崎委員

委員から質疑があるか。

目的・理由のところに「過疎地域内における」といった文言が使われているが、この過疎地域内とはどこを指すのか。

商工労働課長

この過疎地域内とは浜田市全域である。

川上委員長

ほかに。

沖田委員

課税免除になった場合、当然税収が減ることになるが、そうなった場合の補填は国や県からあるのか。

商工労働課長

地方税の減収については75%が普通交付税により補填されることになっている。

沖田委員

この事業で免除の対象になる事業所の見込み件数は何件くらいか。

商工労働課長

見込みというか、今回この条例に基づいて工場等の指定申請書を提出していただくのだが、最近の実績で報告させていただくと、令和3年度は3件、平成30年度が1件、平成29年度が2件、平成28年度が1件という状況になっている。

川上委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

4. 議案第91号 浜田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

沖田委員

委員から質疑があるか。

利用目的で「最低限の措置を行った場合」とあるが、最低限の措置とはいったいどういう措置か。

建築住宅課長	最低限の措置は、公の施設、道路や公園、そういうところに建物が倒壊しないように一般的には防護柵を設置するものであり、危険な建物の解体までを指すものではない。
川上委員長 串崎委員	ほかに。 「特別の理由があると市長が認める場合」とあり、下の備考欄に「特別な理由とは生活保護の受給者である場合等」とあるが、このほかにはどのようなことが該当するのか、例があればご紹介いただきたい。
建築住宅課長	現時点で生活保護受給者以外の方の所有する危険空き家、こちらに対しての安全措置は想定していないが、今後生活保護受給者以外に生活に困窮しておられる方がお持ちの危険空き家があれば、当然この条例で対応することになってくるかと思うが、現時点では生活保護受給者のみということで想定している。
布施委員	市が把握している危険空き家、大体把握されていると思うが、町内会の通報や市のパトロールなどされているが、何件くらいあるか。
建築住宅課長	直近の調査データではないが、平成27年度のデータだと空き家が2400棟あり、大体その3分の1に危険性がある空き家として、数字は把握しているが、それら全て職員が回って確認しているかということになると、確認まではしていない。
布施委員	随分前の数字だが、それから対処されてなければさらに危険が進んでいると思う。浜田の家の建ちぐあいを見ると、一戸建てで隣同士が離れているなら、同じ危険空き家にしても隣に被害が及ばない感じがするが、元浜や国府の唐鐘地区などは密集している。そういうところは早急に、確実なものを拾うためには調査をするべきだと申し上げておく。 また、今まで2400軒の3分の1が危険空き家として認めた場合に、こういった措置をされたと思うが、何件くらい措置されたのか。
建築住宅課長	調査については来年度以降で何とかやりたいとは考えているが、当然予算がついてくることなので、そのあたりも検討しながら必要に応じてやっていきたい。 今までの安全措置の実績だが、平成25年度から実績をやっていて、今年度までで6軒である。
布施委員	非常に少ないように思う。目的や概要の中にはいろいろあるが、その中で持ち主がきちんと負担してやる場合と、先ほど串崎委員が言われた、市長が特別の理由があると認めるときなどがあるが、そういったものも含めてやりたいがお金がないとかいったものも結構あるのだろうか。事情的なものをお願いする。
建築住宅課長	先ほどの6軒というのは、所有者が費用負担されて安全措置

布施委員  
建築住宅課長

をされた軒数であり、市から安全措置をしてくれとお願いしている案件については、当然これ以上ある。ただ所有者の金銭的な都合や、こちらにおられないケースも多くあるので、なかなか進んでいない状況である。

この条例の一部改正により、ある程度進むということか。

この条例制定により、たちまち1軒やりたいところがある。そこについては安全が確保される。ただ、今後この改正によって進むかと言われると、先ほど言ったように生活保護受給者という制限を掛けているのと、あと建物の管理はあくまで所有者が適切に管理するのが原則なので、なかなか進むというとなかなか難しいかと思う。

川上委員長  
沖田委員

ほかに。

今回のこの条例改正、結構ほかに例を見ない気がする。まず浜田市独自のものか。この周辺で似たような取り組みを行っている自治体があるか。

建築住宅課長

インターネットで条例等が確認できるので県内自治体全て見たが、このようにただし書きを入れている自治体はない。広げて中国5県をざっくり調べてみたところ、岡山県で2自治体がただし書きを入れている。もう一つ、これも同じく岡山県内だが、自治体が負担すると明記されている自治体もある。

沖田委員

浜田はやはりそれだけ緊急性に迫られているというか、なぜ浜田市が今回ここまで思い切った条例改正に踏み切ったか、その理由についてお伺いする。

建築住宅課長

危険空き家の問題については各自治体が苦慮されているということは聞いているが、浜田市がこのたびやるのは、たちまち目の前に危険なものがあることが一番の原因である。他自治体がどう考えておられるかまでは確認していない。

沖田委員

たちまち、というのがすごく問題とされているからここまでの条例改正に踏み切られたのか。そこまで緊急性はないけどという意味なのかお聞きしたい。

建築住宅課長

たちまちと言った物件について簡単に説明させていただくと、既に建物の形はない。家の内側に向けて壁や柱が全て倒れている。ただ、防護柵が設置してある、生活道路に面した玄関部分が防護柵と一緒に残っており、それが倒壊すると大変なことになるので、まず家のほうに倒してしまいたい。それを倒せば防護柵が撤去できるので、1メートル幅の生活道路に面した土地なので、そちらの通行幅が確保できる。

今回考えているのは、その防護柵の撤去と併せて、倒した廃材の飛散防止である。

( 「なし」という声あり )

## 5. 議案第98号 指定管理者の指定について（リフレパークきんたの里）

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。  
( 「なし」という声あり )

布施委員

委員から質疑があるか。  
ここに限らず指定管理について聞いておきたい。公募や指名がある。指名になる部分と公募になる部分の違い、選定方法。原則は公募だと私は思っている。年数などいろいろな部分で、3年が原則、5年が原則といったものがあるが、公募と指名の選定方法の判断はどのようなものでされるのか。

行財政改革推進課長

指定管理の制度の話になるので私から回答させていただく。指定管理者制度の導入に当たり、先ほど言われたとおり、公の施設の指定管理制度に係る導入については公募が原則と考えている。公募は指定管理者の選定に当たっては、市民サービス向上と経費削減を図ることを、指定管理者制度の趣旨としていることから、公正かつ透明性を確保するためとして公募を原則としている。

この公募だが、浜田市指定管理者選定委員会ということで、まず浜田市公の施設の指定管理者の手続き等に関する条例の第4条を根拠とする附属機関がある。また附属機関は市民や専門家からの情報、意識、意見等を得るために必要がある場合には設置するものであり、合議体として意見等を聴取して決定する。行政執行上の最終的な意思決定という権限はないが、市長などの執行機関に対して点数で意見を述べることなどにとどまる。公募による指定管理者の候補選定に当たっては、市長からの審査の諮問に基づいて選定委員会において審査し、選定委員会はその審査結果を市に答申する。選定委員会は専門性を持った方々をお願いしており、その区分は経営状況に関する観点から税理士の方々、労務管理に関する観点から社会保険労務士の方々、その施設が管理できるかという観点から費用等に対して多岐にわたり評価されている金融界の方々、またその施設に係る利用者の立場からのご意見を伺うこととしてご出席いただいている。その専門性を生かして中立的な立場から意見を述べていただく、また採点をしていただく仕組みとして。

川上委員長

課長、内容をもう少し絞って話してもらいたい。

行財政改革推進課長

大変失礼した。まず先に指名ができる場合については、議案の目次の2ページ目をごらん願う。指名ができる理由区分だが、今アからオまでの間ということで五つある。この指名の理由区分に該当するものについては、指名ができることとしている。アからオについてはそれぞれの議案にも記載させていただいているところである。

それ以外の公の施設については基本的に公募の形を取ると思っている。

布施委員	<p>きんたの里は公募である。選定委員会で点数をつけて指名してもらいたいと出ているが、選定委員会の権限はあくまでも最終的に指名される本部会議があると思うが、それに対しての権限としては、意見は非常に点数を出すと思うが、その選定委員会の権限はどこまであるのか。</p>
行財政改革推進課長	<p>選定委員会の権限だが、選定委員に対しては市側から選定委員へ諮問する、そして選定委員会の中でそれぞれの審査基準に基づいて、それぞれの項目の評価を点数で行う。それに基づいて例えば、一番最高順位をつけられた方、合計点で総合評価をした結果、最高得点で60点未満であったりした場合には附帯意見をつけることもある。そういった意見を市に対して答申という形で通知されるので、その後、市として経営状況や使用内容等を勘案して市が判断するので、選定委員会の方々には決定の権限はない。</p>
川上委員長 串崎委員	<p>ほかに。 2番目の時期指定の概要のところ、これは一つの指標という形になるのだろうと思うが、資本金がゼロ円になっている。金額が大きいので優良企業ということもないとは承知しているが、資本金ゼロという点を市はどのように判断されているか。</p>
金城産業建設課長	<p>資料に資本金がゼロ円となっている点があることを指しておられると思う。私も非常に珍しい会社だと思っいろいろ調べた過去がある。調べてみると2006年5月に会社法が改正され、最低資本金制度が廃止されたことに伴う、新しいタイプの会社と聞いている。設立が2008年7月1日であり、グループ会社から資金提供を受けて設立したことから、資本金がこの会社についてはゼロ円と。財務状況を見ると金融機関からの借入もなく、全国のいろいろな指定管理施設をやっておられるということで、審査会においてもその財務状況、運営能力においては問題なしと評価していただいている。</p>
串崎委員	<p>わかった。あともう1点、設置目的のところ。私はいつも農業振興と言っているが、農畜産物の提供や最後のあたりは農業の活性化及び農業その他の振興に資するといった文言がある。これについて、きんたの里が農業振興にどのようなになっているのか、その辺の市のお考え、どのように判断されているかお聞きしたい。</p>
金城産業建設課長	<p>この設置目的が農業振興のためということで設立された施設ということで、この条例にも反映されているわけだが、施設のコンセプトが当初、食の拠点施設ということでこのリフレパークきんたの里が、農水省の補助もいただきながら設置された。一つは温泉で誘客を図りつつ来ていただいた都市住民の方に地元の食材を提供するというところで、詳しく見て</p>



- いけば、きんたの里については食を提供するのが目的、メインの施設ということで。少し細かい話になるが補助対象については、浴室の整備などは入っておらず、旧金城町が単独で起債などで整備したことになっている。
- 現状も、米を初め食材のほとんどが地域で賄われているので、引き続き食の拠点施設としての機能を有しながら施設の運営を図っていきたいと思っている。
- よくわかった。今日、あそこで一泊する予定なので、今課長が申されたことを十分確認してきたいと思う。
- ほかに。
- 2点伺う。採点結果についてお伺いする。7番「地域との連携」ということで地産地消の観点で10点満点で7.8という評価は、どのように考えておられるか。
- プレゼンテーションの中でこの指定管理者のほうから、いろいろな施設を運営している中でグループの各地域の珍しいものも出したりしながら、逆に浜田産のお魚の日というのを逆の施設に提供したりというようなプレゼンテーションがあり、そういったところは今までの指定管理者ではなかった提案なので、金城支所としては非常に評価している。
- 地元食材の原材料調達とはどのくらいか。この会社は。最新のものとは調べ切れてないのだが、当初はいろいろな仕入れ先別で調べたところ、8割以上が地域内の食材を仕入れられているように把握した記憶がある。やはり季節ものでどうしても入らない野菜等があり、そういったものはなかなか調達できないとヒアリングしているが、できるだけ地域から食材を仕入れたいという方針を持っていると聞いているので、大半は調達されているのではと思っている。
- 収支計画の妥当性及び納付金なのだが、一応この会社は納付金の指定がゼロである。納付金はどうなっているのか。
- 仕様書上、納付金は応募者の提案ということで記載させていただいている。前回と同じ書き方であり、前回この指定管理者が、きんたの里に応募された際も納付金はゼロという提案をされており、前回のときにはまずは3年間しっかり経営をして納付金を納められるように、次期はエントリーできるようにしたいと申されたような記憶がある。
- 今回審査会で聞いていると、やはりコロナの影響を受けて、1年目はほぼとんとんだっただが2年目は赤字ということで、この先の見通しもなかなか難しいということで、仕様書に書いてある提案としてはゼロ円とされている。
- それなら今回のこの15点満点の9.7点というのがよくわからない。納付金が向こう5年間ゼロなのに点数がつくのかと思って。素人考えだが。納付金ゼロならこの評価はゼロ点と思

金城産業建設課長

ったりするのだが、そういう考え方ではないのか。

これは収支計画の内容と納付金とを併せて評価していただくやり方をしており、15点をどのようにつけられるかは、やはり委員がプレゼンテーションを聞かれた中で、これは想像だが、納付金についてはコロナの状況によって仕方ないと思われたのか、5点ほど引かれているようなことではないかと想像している。

牛尾委員

コロナが向こう5年間も続くわけではないので、この3年間でそうであるからとって向こう5年間もゼロだという収支計画。納付金を出してもらってなんぼという考え方はやはり持たなければいけないので、こういうのはどうなのかと思う。それ以上は言わない。

川上委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

1時間経過しているためここで暫時休憩とする。なお再開を11時20分とする。

[ 11時 08分 休憩 ]

[ 11時 18分 再開 ]

## 6. 議案第99号 指定管理者の指定について（森の公民館）

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

牛尾委員

委員から質疑があるか。

サウンドファイブ夢の音会は熱心にここを有効利用していると思うが、これは多分、行革でいうと民間譲渡の案件である。指定管理料もいただいてないのだから、そろそろ差し上げるべきではないのか。その辺についてはどういう見解か。

金城産業建設課長

おっしゃるようにこれは民間譲渡の施設であり、詳しくは述べられないがこの団体と譲渡に向けた協議をしているところである。団体も、サウンドファイブ夢の音会は任意団体でこの指定管理を受けているのだが、法人化すべきではないかという詰めの協議をされている状況があるので、引き続き譲渡に向けての交渉もしていきたいと思っている。

牛尾委員

すると今回は5年間指定管理はやむを得ないが、次は譲渡の方向という認識でよろしいか。

金城産業建設課長

担当課としてはそのような目標を持って協議を進めたいと思っている。

串崎委員

譲渡だろうと聞いたが、設置目的。5年間まだある。ふとおかしく思うのが、このサウンドファイブ夢の音会は、音楽の関係のことも多分にあるのだと思うが、そういったことが設置目的に何も触れてない。何か理由でもあるのか。

金城産業建設課長

サウンドファイブ夢の音会は森の公民館ができる前から活動されており、この施設の麓にサウンドファイブ夢の音会の活動拠点としてプレハブ小屋で活動をスタートされた。地域に有名人を招いてコンサートをしたり、農業施設のビニールハウスの中でコンサートしたりしながら、音楽を通じた都市住民との交流を起点にされてきた。またその有名人の方とつながりを持つ中で、森の公民館の館長を有名人にお願いしたりしながら情報発信したり、今回は大使という形で独自に浜田の情報を発信していただく方を選任したりしながら、ずっと活動を展開されている。設置目的にも、自然環境を生かしたというのはログハウス場の林業系の補助をいただいて活動内容は都市との交流を上げさせていただいている。

串崎委員

お話はわかったが、やはり音楽という文字がないことに少し違和感を持つ。また最後の文言は「福祉の増進に資する」と終わっているが、これについてはどのようなお考えか。

金城産業建設課長

ログハウスに泊まっていたり自炊していただいたりで、癒しというテーマも持った施設になっている。自然が持つ環境の中で泊まいただく、また美又にも寄っていただいたりしながら、健康と福祉の増進につなげていただきたいという施設になっている。

川上委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

## 7. 議案第100号 指定管理者の指定について（浜田市地域材利用促進交流館）

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

## 8. 議案第101号 指定管理者の指定について（岡見漁業振興会館）

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

串崎委員

従業員数欄に「144世帯」と、世帯数が書いてあるので何となく違和感を覚えた。また施設の内容でJ Fしまねへ貸し付けとなっているようだが、これはどのような形になっているか。

水産振興課長

従業員144世帯と書いてあるが、今回指名ということで引き続いて、須津青浦地区自治会を指名させていただいているので、なかなか従業員数で表示することができないということで、その地区の世帯数を書かせていただいた。

それと1階部分のJ Fしまねへの貸し付けというところだが、

川上委員長 | この漁業振興会館自体がもともと旧三隅町漁協の建物だった。平成15年初めに三隅町漁協と浜田市漁協が合併の際、三隅町へこの建物を譲渡されている。今は浜田市所有となっているのだが、そのときの協議の中で、JFしまね三隅出張所が機能しているのので、そこの使用部分について条例に従って貸付料を算定して貸し付けしている状況である。  
ほかに。  
( 「なし」という声あり )

**9. 議案第102号 指定管理者の指定について（浜田市波佐地場産業技術研修センター）**

川上委員長 | 執行部から補足説明はあるか。  
( 「なし」という声あり )  
委員から質疑があるか。  
( 「なし」という声あり )

**10. 議案第103号 指定管理者の指定について（浜田市縁の里地域振興施設）**

川上委員長 | 執行部から補足説明はあるか。  
( 「なし」という声あり )  
委員から質疑があるか。  
( 「なし」という声あり )

**11. 議案第104号 指定管理者の指定について（浜田市地域交流プラザ）**

川上委員長 | 執行部から補足説明はあるか。  
( 「なし」という声あり )  
委員から質疑があるか。  
( 「なし」という声あり )

**12. 議案第105号 指定管理者の指定について（旭温泉あさひ荘）**

川上委員長 | 執行部から補足説明はあるか。  
( 「なし」という声あり )  
委員から質疑があるか。

布施委員 | 指定管理者の期間なのだが、指名ということで1年間という特殊なものになっている。1年間にした理由をお伺いする。

旭産業建設課長 | 今回1年にした理由だが、先月の委員会で少し報告したが、そもそも今年度の春に5年間の公募をしたが、実際、現指定管理者のみの1件の応募があり、審査会で審査し候補者としていたが、その後に辞退届が提出された。急遽地元の旭温泉旅館組合と話す中で、休館しては困るということで。こちらも再公募するには1件のみの応募でもあり、仕様検討に時間を要するため再公募するのは今年度中には難しいということで、本部会議で諮った温泉旅館組合のほうからも次期管理者が見つ

布施委員

かるまでの間、であればやらせていただきたいといった要望もあったので、本部会議の中で、1年指名するという事で決定したものである。

受けていただいたことについては、なかなか手を挙げられなかった分を辞退されて、また1年の指定になったのだが、次期にやるところが見つければということなのだが、総務文教委員会であったようにサン・ビレッジ浜田の件もあるので。1年とは本当にあつという間に来ると思う。そういったところを長期的に考えて、ふだんから当たっておかないとその時期が来て探すようでは。多分やっておられると思うが、1年たつて見えなかった場合にまた同じことを繰り返すのか。最悪、休館しない限りは直営みたいな感じになると思う。そうなったら先ほど牛尾委員が言われたように、行革の部分で非常に、本当に必要なものかどうかも含めながらやっていけないといけないと思うが、その辺の見通しはどのように考えておられるか。

旭産業建設課長

今回の募集についても指定管理料を見ていただければわかるように、今600万円台で指定管理料を払っている。次期募集については人件費等も考えて300万円程度の増額をしたところで公募したので、こちらのほうとしても引き続きやっていただけるものと思っていたが辞退された。現指定管理者の方の話もしっかり聞きながら、次回の募集については、応募者ができるよう検討してまいりたい。

布施委員

辞退された理由、いろいろあるかもしれないが、主なものについては何か特別なものがあつたのか。

旭産業建設課長

辞退の理由だが、9月末くらいに申し出があり、こちらも留意したのだが、やはりコロナの影響というか。第5波の影響もあつて不安になられて、出された計画でやっていけないというようなことを思われて辞退という結果に至つた。

布施委員

このあさひ荘は年間利用者何名か。

旭産業建設課長

令和元年度で2万4059人まで入つたのだが、令和2年度はコロナによる影響で休館等もして1万8207人になっている。令和3年度今現在で1万2810人。現在、少しずつ戻ってきているので大体令和2年度より少しよいくらい、2万人弱くらいを見込める予定である。

串崎委員

この指定管理料、かなり高くなつている。先ほど少し話されたかもしれないが、このようになった増額の理由と、今後この金額が基本になるのかどうか、その辺を教えてほしい。

旭産業建設課長

先ほども申したように、人件費部分の見直しをしている。それが増額理由である。今後についてはこれで、300万円くらい年間増えているのだが、これでもなかなか受けていただけない理由が根底に何かあるようなら、その辺も踏まえてしつ

串崎委員  
旭産業建設課長

川上委員長

かり試算していきたい。

これまだまだ上がる可能性があると思ってもよろしいか。  
なかなかどんどん上げるというのも難しいと思うので、その辺は検討して適正な試算をしてみたい。

ほかに。

( 「なし」という声あり )

### 13. 議案第106号 指定管理者の指定について（黒川改良住宅等）

川上委員長  
建築住宅課長

執行部から補足説明はあるか。

このたびの指定管理者の指定について、黒川改良住宅等としている。今までは黒川改良住宅単独でしていたが、このたびは黒川改良住宅に併せて説明資料21ページ、特定公共賃貸住宅、アンダーラインを引いているが、この内の一部も一緒に指名としてお願いしたいということで、等としている。内容については金城の湯屋団地が1号棟から4号棟までであるうちの1号、2号、4号棟は公営住宅で県の住宅供給公社が管理代行しており、3号棟は特定公共賃貸住宅で、今までは中田工務店が指定管理者となっていたが、入居者のほうから、例えば修繕があった場合どこに電話してよいかわからないといった混乱があるということで私のほうにも連絡があり、また指定管理管理代行にも連絡をいただいていたので、湯屋団地の4棟まとめて管理していただいたほうが入居者にとってわかりやすいと判断し、このたび黒川改良住宅等として、県の住宅供給公社にお願いするものである。

串崎委員

今回指定管理料4100万円、今までの指定管理料を足しても3600万円程度。それについてはどのような形になっているか。

建築住宅課長

金城地区の特定公共賃貸住宅143万円、こちらは特定公共賃貸住宅の全体の金額となっており、これだけで、先ほどの湯屋団地3号棟だけで幾らというのがなかなか抜き出せないため、トータルとしている。結果的には単純比較しても5年間の指定管理料が増えることになるが、これは今まで5年間は市と島根県住宅供給公社が決めた1戸当たりの一般管理料を参考に、それぞれの指定管理料をつくっていたが、このたび、去年の雇用促進住宅も一緒だが、市の指定管理を出す際の人件費基準というのがあり、そちらの基準を採用しているので、人件費部分だけ、だけという言い方はおかしいが、人件費が主な理由ではあるが、そちらが上昇した。単純に比較はできないことをご理解いただければと思う。

川上委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

**14. 議案第107号 指定管理者の指定について（浜田市地域定住住宅）**

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

**15. 議案第108号 指定管理者の指定について（浜田市特定公共賃貸住宅）**

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

**16. 議案第109号 指定管理者の指定について（浜田市集団移転住宅）**

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

**17. 議案第111号 公有水面の埋立てについて（浜田港港湾区域内）**

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

**18. 執行部報告事項**

川上委員長

続いて執行部報告事項に移る。なお、委員は事前に提供された資料を読み込んでいる。補足説明があればお願いし、なければ質疑に入るので、よろしく願います。

**(1) 漁業別水揚げについて**

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

**(2) 浜田港四季のお魚カレンダー2022について**

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

**(3) 学校給食への地魚（ノドグロ）提供に関する取組について**

川上委員長  
水産振興課長

執行部から補足説明はあるか。

今年初めての取り組みだったので少し簡単に経過を説明させていただきたい。資料をごらんいただき、このたび地元の沖合底びき網漁業3経営体で指定されている島根県機船底曳網漁業連合会より、地元の子どもたちに思い出に残る給食を提供したいという強い思いの中から、今回学校給食へどんちっちノドグロが提供された。この取り組みに向けて沖底の漁期が8月16日から始まるが、8月末から島根県機船底曳網漁業連合会がノドグロの調達を開始され、浜田水産高校、市、教育委員会等と関係機関が協力して実現に向けて取り組んできた。今回子どもたちに地元の高校生とのかかわりを感じてもらいたいということで、浜田水産高校の食品技術科の生徒にも協力いただき、調理前の下処理作業、うろこ取りや内臓を取り除く作業を市内の全生徒・児童分約4300人分を行っていただいた。実際の給食提供日については11月17日から11月30日にかけて、市内の小中学校、ろう学校、養護学校で提供された。裏面に実際に提供されたスケジュールを載せている。

またノドグロ給食の提供に併せて、生産者の思い、水産高校での下処理の様子などをまとめた動画、チラシも作成し、市内全校に配付して給食内に視聴いただいた。希望のあった学校ではその給食日当日に出前授業に伺い、浜田の水産業、ノドグロを初めとした浜田産の魚の魅力を説明してきたところである。

ノドグロ給食にかかわられた方々の思いを感じていただきながら、子どもたちも食べてもらったと思うし、実際に脂が乗っていておいしいという声も多数聞かれた。生産者の方も、思い出に残る給食をということで始められたが、児童生徒たちにも非常によい思い出になったと思っているし、水産高校の生徒にとっても地域貢献につながったよい経験になったのではないかという取り組みだったと感じている。

川上委員長  
沖田委員

委員から質疑があるか。

ノドグロ給食の取り組み、うちの息子が大変ノドグロがおいしかったと申ししていた。本当に非常によい取り組みだと思う。これを今後継続して行ってほしいと。市としてこの事業を今後継続して行っていくのか、それともこれは単発で終わるのか。その辺のお考えをお聞かせいただきたい。

水産振興課長

ぜひ給食に、ノドグロになるのかほかの浜田産の魚になるのかわからないが、生産者の方々と相談しており、何とか単発に終わらず継続してやりたいという話もしている。ただやはり、やってきた中でいろいろ課題もある。特に4300人分の



川上委員長

確保となるとかなりの金額もかかるし、それだけの食材を、商売的にもお金になる魚で、そういう魚を4300人分の確保が毎年できるかとなると、今度は買い請け人等々のご理解ご協力も必要だと思うので、その辺も関係者と相談しながら。それからふるさと郷育という観点では教育委員会、学校給食会とも相談しながら、どうしたらできるかも検討していきたい。ほかに。

( 「なし」という声あり )

**(4) 石見神楽国立劇場公演の進捗について**

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

**(5) 浜田市都市計画マスタープラン(案)のパブリックコメントについて**

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

**(6) 「第2期浜田市空家等対策計画(案)」のパブリックコメントについて**

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

**(7) 浜田市ふるさと体験村施設の現状等について**

川上委員長

弥栄産業建設課長

執行部から補足説明はあるか。

資料に9月の報告以降の動きを記載している。(2)にあるように現在産業建設委員会において現地視察をしていただいて、ふるさと体験村について検討をしていただいている。また(3)にあるように施設改修費についても、補助事業の活用、なるべく市費を抑えるということで検討している。検討には一定の期間が必要と考えている。9月の段階では12月定例会議での関連議案の提案と申し上げていたが、今回はそれを見送り3月定例会議での提案を目指したいと考えている。

大きい2番で現時点でのスケジュールを上げさせていただいている。施設の再開は令和5年4月ということで考えている。あと参考資料として別紙1、2と、先日の現地視察の参考資料を添付している。ご確認をお願いします。

川上委員長

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

**(8) その他**

川上委員長

ほかに執行部から報告はあるか。

( 「なし」という声あり )

ここで執行部からの報告事項について、12月16日の全員協議会へ提出し、説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

商工労働課長

本日ご報告させていただいた中から、(4)石見神楽国立劇場公演の進捗について、(5)浜田市都市計画マスタープラン(案)のパブリックコメントについて、(6)「第2期浜田市空家等対策計画(案)」のパブリックコメントについて、(7)浜田市ふるさと体験村施設の現状等についてを提出したい。

川上委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

では執行部の意向のとおり進めていただく。

**19. その他**

川上委員長

執行部からほかに何かあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から執行部に何かあるか。

( 「なし」という声あり )

委員にお知らせする。1件要望書を配信するのでご確認いただきたい。こちらは市長へも提出されている。

それでは執行部は退席されて構わない。暫時休憩する。

《 執行部退席 》

[ 11時 52分 休憩 ]

[ 11時 53分 再開 ]

川上委員長

委員会を再開する。これから採決に入るが、委員間で自由討議が必要だと思われる議案があるか。

( 「なし」という声あり )

これより執行部提出の議案15件について採決を行う。

**○議案第90号 浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○議案第91号 浜田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○議案第98号 指定管理者の指定について（リフレパークきんたの里）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○議案第99号 指定管理者の指定について（森の公民館）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○議案第100号 指定管理者の指定について（浜田市地域材利用促進交流館）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○議案第101号 指定管理者の指定について（岡見漁業振興会館）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○議案第102号 指定管理者の指定について（浜田市波佐地場産業技術研修センター）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議  
ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきも  
のと決した。

**○議案第103号 指定管理者の指定について（浜田市縁の里地  
域振興施設）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議  
ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきも  
のと決した。

**○議案第104号 指定管理者の指定について（浜田市地域交流  
プラザ）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議  
ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきも  
のと決した。

**○議案第105号 指定管理者の指定について  
（旭温泉あさひ荘）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議  
ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきも  
のと決した。

**○議案第106号 指定管理者の指定について  
（黒川改良住宅等）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議  
ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきも  
のと決した。

**○議案第107号 指定管理者の指定について（浜田市地域定住  
住宅）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議  
ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○議案第108号 指定管理者の指定について（浜田市特定公共賃貸住宅）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○議案第109号 指定管理者の指定について（浜田市集団移転住宅）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○議案第111号 公有水面の埋立てについて（浜田港港湾区域内）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で、産業建設委員会に付託された案件の審査は終了する。委員長報告については正副委員長一任ということでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

それでは、12月16日の採決までに作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告フォルダに入れておくのご確認いただきたい。

なお、陳情の表決結果の入力は先ほど申したように今日中に、できれば終了から2時間以内ということで、午後2時か3時ころまでをお願いします。確認できないときは書記から連絡があるのでよろしくをお願いします。

全ての議題について終了した。以上で産業建設委員会を終了する。

[ 11 時 59 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。  
産業建設委員長 川 上 幾 雄